

○ 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改 正 案	現 行									
附 則 (包括移転の対象から除かれる保険契約) 第一条の二 保険業法等の一部を改正する法律（以下この条から附則第八条の二までにおいて「改正法」という。）附則第三条第二項において読み替えて準用する保険業法（以下この条から附則第八条までにおいて「法」という。）第百三十五条第二項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。 一 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。） 二 公告等の時ににおいて既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時ににおいて保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）	附 則 (移行法人に関する読替え) 第一条の二 保険業法等の一部を改正する法律（以下この条から附則第八条までにおいて「改正法」という。）附則第五条第八項の規定により同条第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人について改正法の規定を適用する場合における改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>読み替える改正法の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>附則第三条第一項第二号</td><td>法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額</td><td>出資の額又は基金の総額</td></tr><tr><td>附則第八条の見出し</td><td>特定保険業者であった保険会社等</td><td>移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等</td></tr></table>	読み替える改正法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	附則第三条第一項第二号	法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額	出資の額又は基金の総額	附則第八条の見出し	特定保険業者であった保険会社等	移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等
読み替える改正法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句								
附則第三条第一項第二号	法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額	出資の額又は基金の総額								
附則第八条の見出し	特定保険業者であった保険会社等	移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等								

（認可特定保険業者に関する読替え等） 第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十条第三項	前二項	第一項	これらの報告書	同項の報告書

附則第八条第二項	特定保険業者であつた保険会社又は特定保険業者	移行法人
附則第十六条第十項及び第十四項	施行日前又は附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間	移行登記をした日前

（新設）

第百二十条第一項及び第百二十	第百十六條第三項	第百十一條第六項	第百十一條第五項			第百十一條第四項		第百十一條第三項
取締役会	前二項	第一項又は第二項	前各項	第一項又は第二項	前各項に定める	、第一項又は第二項	第一項又は第二項に規定する説明書類が	前二項
理事会	第一項	第一項	第一項及び前二項	第一項	第一項及び前二項に定める	、同項	第一項に規定する説明書類が	第一項

第一条第一項		契約者配当又は社員に 対する剰余金の分配	取締役会	第二百七十二条第 二項	少額短期保険業を
第二百七十二条第 一項第二号		契約者配当	理事会	第二百七十二条 の九及び第二百 七十二条の十一 第二項	特定保険業を
				第二百七十二条 の二十一第一項	第一号、第四号又は第六号
第二百七十二条 の二十三第一項	営業所、事務所	事務所		第二百七十二条 の二十七	特定保険業を
第二百七十二条 の二十七	少額短期保険業を				
第三百十五条第 三項	少額短期保険業	少額短期保険業又は特定保			

四号		險業	
2 改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第百三十五条第三項及び第四項並びに第百三十六条第一項及び第三項	移転会社	移転業者	
第百三十六条の二第一項	移転会社 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）	移転業者 理事	各営業所又は各事務所 各事務所

3 改正法附則第四条第十項において読み替えて準用する法第百三	第百三十六条の 第二項	移転会社の株主又は保 険契約者	移転業者の社員、評議員若 しくは保険契約者
第百三十七条第 一項、第百三十 八条、第百三十 九条第二項第三 号並びに第百四 十条第一項及び 第三項	移転会社	移転業者	
第百四十条第三 項	当該会社	当該業者	
	移転会社の定める費用 を支払って	移転業者の評議員若しくは 当該移転業者の定める費用 を支払う社員若しくは保険 契約者は、その事業時間内 に限り、	
	営業時間又は事業時間	事業時間	

十五條第二項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第三百三十七條第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）。

二 公告等の時ににおいて既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）。

4 | 改正法附則第四条第十四項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十六條第二項	本店又は主たる事務所	主たる事務所

5 | 改正法附則第四条第十七項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の 規定	第百五十三条第 一項第一号	第百五十三条第 一項第二号	第百五十三条第 二項各号列記以 外の部分	第百五十三条第 二項第二号	第百六十五条の 二十三	第百六十五条の 二十六	読み替える法の 規定
読み替えられる字句	株主総会等	株主総会	次に掲げる基準	保険業	本店	各営業所	会社及び
読み替える字句	社員総会	特定保険業	第二号に掲げる基準	特定保険業	主たる事務所	各事務所	法人及び

第二百四十二項第二号	商号	名称
第一百六十五條第二十四第二項第三号	会社	法人
第一百六十六條第二項	各營業所又は各事務所	各事務所
第一百六十六條第三項	営業時間内又は事業時間	事業時間
	第二号	社員及び保険契約者その他の債権者が第二号
第一百六十七條第二項	次に掲げる基準	第一号及び第三号に掲げる基準
第一百七十條第一項各号列記以外の部分	次に掲げる書類	第一号及び第四号に掲げる書類

第百七十四条第一項第四号				
第百七十四条第七項	第百七十四条第一項、第四項	五分の一（第二百五十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一）	五分の一	同条第六項（第二百五十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下この号において単に「第二百五十五條第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下この号において同じ。）
第百七十四条第八項	した者及び特別清算の場合の清算人	第一項	した者	同条第六項

6 改正法附則 第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五	第百七十九条第一項	清算（特別清算を除く。）	清算
	第百七十六条	株主総会等	社員総会又は評議員会
	第百七十五条第一項	清算人（特別清算の場合の清算人を除く。）	清算人
	第百七十四条第十二項	本店又は主たる事務所	主たる事務所
	第百七十四条第九項	清算（特別清算を除く。）	清算
		ならない。ただし、その間に特別清算が開始した場合は、この限りでない	

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	十三条第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。 一 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五十三条第一項の認可の申請（次号において「申請」という。）の日において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。） 二 申請の日において既に保険期間が終了している保険契約（申請の日において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）	7 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十五条の二十四第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定により官報に公告した時において既に生じているものに限るものとする。 第一条の四 改正法附則第四条の二において認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集（同条に規定する保険募集をいう。次項において同じ。）について法第二百七十五条第一項第二号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

第二百七十五条 第一項第二号	この条、第二百八十三 条及び第三百二条
この号及び第二百八十三 条	所属保険会社等 所属認可特定保険業者（保 険契約の締結の代理又は媒 介を行う者が保険募集を行 う保険契約の保険者となる べき認可特定保険業者をい う。以下同じ。）

2

改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条
第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とす
る。

一 申込者等（改正法附則第四条の二において読み替えて準用する
法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条にお
いて同じ。）が、認可特定保険業者又は認可特定保険業者のため
に保険募集を行う者（以下この項において「認可特定保険業者等
」という。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務
所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営
業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した
際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであること
を明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込
みをした場合

二 申込者等が、自ら指定した場所（認可特定保険業者等の営業所等及び当該申込者等の居宅を除く。）において保険契約の申込みをすることを請求した場合において、当該保険契約の申込みをしたとき。

三 申込者等が、郵便その他の主務省令で定める方法により保険契約の申込みをした場合

四 申込者等が、保険契約に係る保険料又はこれに相当する金銭の払込みを認可特定保険業者等の預金又は貯金の口座への振込みにより行った場合（当該保険契約の相手方である認可特定保険業者等若しくは当該保険契約に係る保険募集を行った認可特定保険業者等又はこれらの役員若しくは使用人に依頼して行った場合を除く。）

五 申込者等が、認可特定保険業者の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。

六 当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約であるとき。

七 当該保険契約が、既に締結されている保険契約（以下この号において「既契約」という。）の更改（保険金額その他の給付の内容又は保険期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の保険金額、保険期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

認可特定保険業者は、改正法附則第四条の二において読み替えて

準用する法第三百九条第二項の規定により同項に規定する事項を提
供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじ
め、当該申込者等に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以
下この項及び次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内
容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た認可特定保険業者は、当該申込者等
から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨
の申出があつたときは、当該申込者等に対し、改正法附則第四条の
二において読み替えて準用する法第三百九条第二項に規定する事項
の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込者
等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定少額短期保険業者に係る解散等の認可をしない理由とならな
い保険契約）

第二条 改正法附則第十五条第十二項において準用する法第五百十三
条第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとす
る。

一・二 （略）

（行政庁による権限の行使）

第五条 認可特定保険業者の業務を監督する行政庁が二以上あるとき
は、改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百

（特定少額短期保険業者に係る解散等の認可をしない理由とならな
い保険契約）

第二条 改正法附則第十五条第十二項において準用する保険業法（次
条並びに附則第四条、第七条及び第八条において「法」という。）
第五百十三条第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げ
るものとする。

一・二 （略）

（特定保険業者に関する権限の委任）

第五条 改正法附則第三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任
された権限（次条において「長官権限」という。）のうち次に掲げ

七十二条の二十二第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第二項の規定による行政庁の権限は、各行政庁がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

2 前項の規定によりその権限を単独に行使用した行政庁は、速やかに、その結果を当該認可特定保険業者の業務を監督する他の行政庁に通知するものとする。

（認可特定保険業者等に関する長官権限の委任）

第五条の二 改正法附則第三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条及び次条において「長官権限」という。）のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する認可特定保険業者に係るものを除く。）は、認可特定保険業者（第一号及び第二号の場合にあつては、改正法附則第二条第一項の認可を受けようとする者を含む。）の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十二号、第十三号、第十五号及び第十八号から第二十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行

るものは、特定保険業者（改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者（第二号の場合にあつては、特定保険業者にならうとする同条第二項に規定する者を含む。）をいう。次条から附則第八条までにおいて同じ。）の本店等（本店又は主たる事務所をいう。次条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

- 一 改正法附則第二条第四項の規定による承認
- 二 改正法附則第三条第一項及び第三項の規定による届出の受理
- 三 改正法附則第四条第六項の規定による公衆への縦覧
- 四 改正法附則第四条第十三項の規定による承認

（新設）

うことを妨げない。

- 一 改正法附則第二条第一項の規定による認可
- 二 改正法附則第二条第二項の規定による認可申請書の受理
- 三 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可
- 四 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百十条第一項の規定による報告書等の受理
- 五 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百十五条第一項ただし書並びに改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百十五条第二項ただし書の規定による認可
- 六 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十条第三項の規定による届出の受理
- 七 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十一条第二項の規定による意見書の写しの受理
- 八 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十一条第三項の規定による意見の聴取
- 九 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十二条の規定による命令
- 十 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十三条第一項の規定による認可
- 十一 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十三条第二項の規定による届出の受理

十二 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十一条の規定による命令

十三 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十二条第一項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）

十四 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十三条の規定による命令（理事又は監事の解任の命令に限る。）

十五 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十三条の規定による命令（前号に規定するものを除く。）及び認可の取消し

十六 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百七十二条の十一第二項ただし書の規定による承認

十七 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百七十二条の二十一第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による届出の受理

十八 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百七十二条の二十二第二項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

十九 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百七十二条の二十三第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第二項において準

用する場合を含む。)並びに改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第二項の規定による質問及び立入検査

二十 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十七の規定による認可の取消し

二十一 改正法附則第四条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定による承認

二十二 改正法附則第四条第八項、同条第十一項において読み替えて準用する法第三百三十九条第一項、改正法附則第四条第十二項において読み替えて準用する法第四百十二条、改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四百十五条第一項及び第四百九条第二項並びに改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第五百五十三条第一項及び第六十七条第一項の規定による認可

二十三 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第四百七十四条第一項の規定による清算人の選任

二十四 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第四百七十四条第八項の規定による届出の受理

二十五 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第四百七十四条第九項の規定による清算人の解任及び選任

二十六 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第四百七十四条第十二項の規定による登記の嘱託

二十七 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法

第百七十五条第二項の規定による決定

二十八 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十六条の規定による書類の受理

二十九 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十八条において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十四条第二項の規定による許可

三十 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百七十九条第一項の規定による命令

三十一 改正法附則第四条第二十項第四号の規定による承認

2 長官権限のうち、次に掲げるもの（金融庁長官の指定する保険契約管理業者（改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）は、保険契約管理業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 改正法附則第二条第十一項の規定による承認

二 改正法附則第二条第十三項の規定による届出の受理

3 第一項第十八号及び第十九号に規定する権限で従たる事務所等（認可特定保険業者の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は認可特定保険業者の子法人等（改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは認可特定保険業者から業務

の委託を受けた者（その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項について同じ。）に関するものについては、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により、認可特定保険業者の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該認可特定保険業者の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

5 金融庁長官は、第一項及び第二項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（特定少額短期保険業者等に関する権限の委任）

第六条 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する特定少額短期保険業者（改正法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等に係るものを除く。）は、特定少額短期保険業者又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡

（特定少額短期保険業者等に関する権限の委任）

第六条 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する特定少額短期保険業者（改正法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等に係るものを除く。）は、特定少額短期保険業者又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄

財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇六 （略）

（少額短期保険業者の資本等の額に関する経過措置等）

第七条 特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号。以下この条において「平成二十二年改正法」という。）による改正前の改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）であつた少額短期保険業者（相手方とする者の総数が五千人以下であるものに限る。次条において同じ。）又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（改正法の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に平成二十二年改正法による改正前の改正法附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者であつて、相手方とする者の総数が五千人以下であるものに限る。次条において同じ。）に係る法第二百七十二条の四第一項第二号に規定する政令で定める金額は、改正法の施行の日から起算して七年を経過する日までの間は、この政令による改正後の保険業法施行令第三十八条の三の規定にかかわらず、五百万円とする。

（削る）

区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇六 （略）

（少額短期保険業者の資本等の額に関する経過措置等）

第七条 特定保険業者であつた少額短期保険業者（相手方とする者の総数が五千人以下であるものに限る。次条において同じ。）又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（改正法の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に改正法附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者であつて、相手方とする者の総数が五千人以下であるものに限る。次条において同じ。）に係る法第二百七十二条の四第一項第二号に規定する政令で定める金額は、改正法の施行の日から起算して七年を経過する日までの間は、この政令による改正後の保険業法施行令第三十八条の三の規定にかかわらず、五百万円とする。

2 |

前項の規定の適用を受ける者が相互会社であるときは、同項の七年を経過する日までの間において、基金（法第五十六条の基金償却

(削る)

(主務省令)

第八条の二 この附則における主務省令は、内閣総理大臣及び改正法附則第三十四条の二第一項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

積立金（次項の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。）を含む。）の総額が法第二百七十二條の四第一項第二号に規定する政令で定める金額に達するまでは、法第五十五條第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てられた積立金は、法第五十六條の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。

(新設)

○ 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（附則第三条関係）

改 正 案	現 行
（特定保険業の認可で課税するものの範囲） 第十一条の二 法別表第一第三十七号(三)に規定する国の行政機関による認可として政令で定めるものは、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）の認可で、都道府県の知事又は教育委員会がするもの以外のものとする。	（新設）

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（附則第四条関係）

改正案	現行
附則 1 （略） 2 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、第五条に規定するもののほか、次に掲げるものとする。この場合においては、第五条の二の規定を準用する。 一 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第三項に規定	附則 1 （略） 2 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、第五条に規定するもののほか、平成二十五年九月二十九日までの間、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供とする。この場合においては、第五条の二の規定を準用する。 （新設）

する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供（平成二十五年九月二十九日までの間に限る。）

二 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の十一第一項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供

別表第二（第五条関係）

一〇三十八（略）

三十九 保険業法第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第百九十九条において準用する同法第九十七条

（新設）

別表第二（第五条関係）

一〇三十八（略）

三十九 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社が行う同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第三項に規定する生命保険会社にあつては、同法第九十七条第一項、第九十八条第一項又は第九十九条第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十八条第一項、第九十九条第一項若しくは第二項若しくは第百条に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（以下この号において単に「外国保険会社等」という。）が行う同法第百九十九条において準用する同法第九十七条第一項、第九十八条第一項若しくは第九十九条第二項（同法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、同法第百九十九条にお

第一項、第九十八條第一項又は第九十九條第二項若しくは第三項（に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九條において準用する同法第九十八條第一項、第九十九條第一項若しくは第二項若しくは第百條に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二條第十八項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二條の十一第一項又は第二項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供、同法第二條第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定する役務の提供、同法第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第四十項に規定する役務の提供、同法第二百四十條第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九條第一項に規定する引受社員（同法第二百二十三條第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第九十九條において準用する同法第九十七條第一項、第九十八條第一項若しくは第九十九條第二項（同法第二百十九條第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第九十九條において準用する同法第九十七條第一項、第九十八條第一項又は第九十九條第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九條において準用する同法第九十八條第一項、第九十九條第一項若しくは第二項若しくは第百條に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六條に規定する特定保険募集人

て準用する同法第九十七條第一項、第九十八條第一項又は第九十九條第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九條において準用する同法第九十八條第一項、第九十九條第一項若しくは第二項若しくは第百條に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供、同法第二條第十八項に規定する少額短期保険業者が同法第二百七十二條の十一第一項又は第二項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供、同法第二條第二十五項に規定する保険仲立人が行う同項に規定する役務の提供、同法第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第四十項に規定する役務の提供、同法第二百四十條第一項の規定により外国保険会社等とみなされる同法第二百十九條第一項に規定する引受社員（同法第二百二十三條第一項に規定する免許特定法人（以下この号において単に「免許特定法人」という。）の社員である者に限る。以下この号において同じ。）が行う同法第九十九條において準用する同法第九十七條第一項、第九十八條第一項若しくは第九十九條第二項（同法第二百十九條第四項に規定する特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、同法第九十九條において準用する同法第九十七條第一項、第九十八條第一項又は第九十九條第二項若しくは第三項）に規定する商品の販売若しくは役務の提供又は同法第九十九條において準用する同法第九十八條第一項、第九十九條第一項若しくは第二項若しくは第百條に規定する業務として行う商品の販売若しくは役務の提供及び同法第二百七十六條

(同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人又はこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員又は使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員又は使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者の役員又は使用人である者を除く。)が行う同法第二条第二十六項に規定する役務の提供

四十〓四十九 (略)

に規定する特定保険募集人(同法第二条第十九項に規定する生命保険会社の役員若しくは使用人又はこれらの者の使用人、同項に規定する生命保険会社の委託を受けた者の役員又は使用人、同条第二十二項に規定する少額短期保険業者の役員又は使用人及び同項に規定する少額短期保険業者の委託を受けた者の役員又は使用人である者を除く。)が行う同法第二条第二十六項に規定する役務の提供

四十〓四十九 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年五月十三日）から施行する。

（経過措置）

第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により同条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改正後の保険業法等の一部を改正する法律（以下この項において「新平成十七年改正法」という。）附則第二条第三項の認可を受けた者を除く。次項において単に「移行法人」という。）について平成二十二年改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧平成十七年改正法の規定及び新平成十

七年改正法の規定（以下この項において「平成十七年改正法の規定」と総称する。）を適用する場合における平成十七年改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える平成十七年改正法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
旧平成十七年改正法附則 第三条第一項第一号	氏名、商号又は名称	名称
旧平成十七年改正法附則 第三条第一項第二号	法人であるときは、資本金若しくは出資の額又は基金の総額	出資の額又は基金の総額
旧平成十七年改正法附則 第三条第一項第三号	法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、その役員（法人でないときは、その役員（法人でない	理事及び監事

	旧平成十七年改正法附則 第三条第一項第四号	い社団又は財団の代表者又は 管理人を含む。）	
	旧平成十七年改正法附則 第三条第三項第二号	本店その他の事務所 を代表する役員	事務所 の代表理事その他の代表者
旧平成十七年改正法附則 第四条第七項	第二編第七章第一節	同条において準用する新保険 業法第三百三十六条第一項及び 第三項中「移転会社及び移転 先会社」とあるのは「移転先 会社	第二編第七章第一節（第三百三十八条を除く 。） 新保険業法第二百七十二条の二十九におい て準用する新保険業法第三百三十五条第一項 中「この法律」とあるのは「この法律及び 保険業法等の一部を改正する法律（平成十 七年法律第三十八号。以下「平成十七年改

正法」という。）」と、「及び少額短期保険業者」とあるのは、「少額短期保険業者及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第百三十九条第二項において同じ。）」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同条第三項及び第四項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第百三十六條第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「又は社員総会」とあるのは「社員総会」と、「総代会」とあるのは「社員総会」と、「総代会」とあるのは「社員総会」と、

「とあるのは「総代会」又は評議員会」と
、同条第二項中「又は第六十二条第二項」
とあるのは「、第六十二条第二項」と、「
によらなければならない」とあるのは「又
は一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律第四十九条第二項（社員総会の決議）
若しくは第百八十九条第二項（評議員会の
決議）に定める決議によらなければならな
い」と、同条第三項中「移転会社」とある
のは「移転業者」と、「含む。」とある
のは「含む。」又は一般社団法人及び一般
財団法人に関する法律第三十九条第一項（
社員総会の招集の通知）若しくは第百八十

	二条第一項（評議員会の招集の通知）
第三百三十六條の二第一項中	第三百三十六條の二第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、
役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」と	理事」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、「各営業所又は各事務所」とあるのは「各事務所

あるのは「移転契約書その他の	の 移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十八条中「第三百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時
	移転業者の社員、評議員若しくは保険契約者」と、「営業時間又は事業時間」とあるのは「事業時間」と、「移転会社の定める費用を支払って」とあるのは「移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十七条第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「公告しなければ」とあるのは「公告し、又は移転対象

契約者に各別に通知しなければならない。

この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一条第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めているときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でなければ」と、同条第二項及び第四項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十九條第二項中「どうか」とあるのは「どうか（移転先会社が認可特定保険業

者である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社が行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第四百十条第一項及び第三項中「移転会社」とあるのは「移転業

	旧平成十七年改正法附則 第四条第八項	
	適用する	旧平成十七年改正法附則 第四条第九項
者」と、同条第三項中「当該会社」とあるのは「当該業者	適用する。この場合において、同条中「事業」とあるのは「特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。）に係る事業」と、「内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする	第百四十四条、第百四十五条、第百四十六条第一項及び第百四十七条から第百四十九条までの規定並びに新保険業法

第百五十条第一項	
第二項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託会社」	第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）と、「及び少額短期保険業者」とあるのは「少額短期保険業者及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。）と、同条第二項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（株主総会、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は評議員会

をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項に定める決議又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）」と、同条第四項中「第百三十六条第三項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の平成十七年改正法（以下この項において「旧平成十七年改正法」

	という。) 附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する第三百三十六条第三項
公告し、かつ、当該管理の委託をした旨並びに受託会社の商号、名称又は氏名及びその本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗（第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を登記しなけ	委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第二項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「本店又は主たる事務所」とあるのは「主たる事務所」と、同条第三項中「商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六条（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。）」とあるのは「

ればならない」とあるのは「
公告しなければならない

一般社団法人及び一般財団法人に関する法
律第三百十七条（添付書面の通則）並びに
第三百三十条（商業登記法の準用）におい
て準用する商業登記法第十八条及び第十九
条（申請書の添付書面）」と、新保険業法
第二百七十二条の三十第二項において準用
する新保険業法第四百七十七条中「委託会社
」とあるのは「委託業者」と、新保険業法
第二百七十二条の三十第二項において準用
する新保険業法第四百十八条第一項中「委
託会社」とあるのは「委託業者」と、同条
第三項中「保険業法第四百十四条第二項」
とあるのは「保険業法等の一部を改正する

法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第九項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第一百四十四条第二項」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第四項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「保険業法第四百四十四条第一項」とあるのは「保険

委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社	
委託会社」とあるのは「委託業者」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第一百五十一条	業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第九項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第四百四十四条第一項

	旧平成十七年改正法附則 第四条第十一項
	第二項の規定を適用する
中「委託会社」とあるのは「委託業者	第二項（第二号を除く。）の規定を適用する。この場合において同条第一項中「保険会社等が合併後存続する場合又は保険会社等を合併により設立する」とあるのは「移行法人が合併後存続する」と、同条第二項中「次に掲げる基準」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる基準」と、「どうか」とあるのは「どうか及び合併後存続する移行法人の行う特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）

	旧平成十七年改正法附則 第四条第十四項
	公告は、時事に関する事項を 掲載する日刊新聞紙に掲載し なければならない
が当該合併前に当該移行法人の行っていた 特定保険業の全部又は一部と実質的に同一 のものであると認められるものであるかど うか」と、同項第三号中「保険会社等又は 当該合併により設立する保険会社等」とあ るのは「移行法人」とする	公告については、保険業法等の一部を改正 する法律の一部を改正する法律（平成二十 二年法律第五十一号）による改正後のこの 法律附則第四条第十八項の規定を準用する 。この場合において、同項第一号中「第十 一項において読み替えて準用する」とある のは「保険業法等の一部を改正する法律の

一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前のこの法律（以下この号及び次号において「旧法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧法附則第四条第七項において読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する」と、同項第二号中「第十一項、第十四項又は前項においてそれぞれ読み替えて準用する新保険業法第四百十条第一項、第四百四十六条第一項若しくは第四百五十条第一項又は第四百五十四条若しくは

旧平成十七年改正法附則	旧平成十七年改正法附則 第八条の見出し	
特定保険業者であつた保険会 社等	特定保険業者であつた保険会 社等	
移行法人	移行法人から保険契約の移転を受けた保険 会社等	第百六十六条第一項」とあるのは「旧法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧法附則第四条第七項又は第九項においてそれぞれ読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第四百四十条第一項又は新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百四十六条第一項若しくは第百五十条第一項」と読み替えるものとする

第八条第二項	社又は特定保険業者	
新平成十七年改正法附則 第十六条第十項及び第十 四項	施行日前又は平成二十二年改 正法による改正前の附則第二 条第一項の規定により特定保 険業を行う間	移行登記をした日前

2 平成二十二年改正法の施行の際現に旧平成十七年改正法附則第二条第四項の規定により引き続き特定保

険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。）を行っている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。）及び移行法人については、この政令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令附則第五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一号中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号。以下この条において「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の改正法」と、同条第二号中「改正法」とあるのは「平成二十二年改正法附則第二条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正

正法による改正前の改正法」と、同条第三号及び第四号中「改正法」とあるのは「平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の改正法」とする。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第三条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（特定保険業の認可で課税するものの範囲）

第十一条の二 法別表第一第三十七号^(三)に規定する国の行政機関による認可として政令で定めるものは、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）の認可で、都道府県の知事又は教育委員会がするもの以外のものとする。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第四条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年九月二十九日までの間、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項に規定する抵当証券業者が行う同条第一項に規定する役務の提供及び同条第三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第七項に規定する役務の提供（平成二十五年九月二十九日までの間に限る。）

二 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（

平成七年法律第百五号）第二百七十二條の十一第一項に規定する事業又は業務として行う商品の販売

又は役務の提供

別表第二第三十九号中「（平成七年法律第百五号）」を削る。